平成２５年（フ）第３４４号
名古屋市名東区上社２丁目７番地
破産者　株式会社野村貿易
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５７号
名古屋市西区八筋町73番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区花原町40番地
破産者　有限会社空間工房エフ
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４４号
名古屋市千種区揚羽町１丁目23番地の１
破産者　有限会社ハートプランニング
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０１号
京都市山科区栗栖野打越町５番地　シャトレ森田205号
破産者　フロンティアカーサービス株式会社
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４９号
京都市伏見区桃山町山ノ下55番地25
破産者　有限会社足立不動産販売
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６３６号
大阪市西区新町３丁目４番８号
破産者　株式会社教学研究社
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５９号
広島市安芸区中野２丁目26番40―10号、商業登記簿上の本店所在地広島市中区国泰寺町１丁目５番31号
破産者　有限会社アドバード
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
破産者　松岡セツ子
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
鹿児島県肝属郡肝付町新富557番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町新富577番地１
破産者　松岡　俊和
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
北海道紋別市南が丘町２丁目12番13号
破産者　明糖食品株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
金沢市入江２丁目180番地
破産者　共立興業株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２４３号
静岡県浜松市中区砂山町132番地
破産者　株式会社テスク
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
破産者　株式会社植田組
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１７号
香川県木田郡三木町大字氷上2432番地１
破産者　有限会社ダディー
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１０号
香川県高松市中山町1142番地
破産者　有限会社桑崎材木店
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１号
熊本市南区江越１丁目６番12号
破産者　ＫＩＴＯＡ株式会社
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１号
茨城県日立市久慈町１丁目20番18号
破産者　宮田栄之介
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２６５号
奈良県橿原市西池尻町500番地の１アネックス安田101号、開始決定時の住所奈良県橿原市川西町944番地の40
破産者　石本装飾こと　石本鋼一郎
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
奈良県香芝市北今市２丁目231番地９
破産者　肥後　　強
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
奈良県香芝市関屋北７丁目３番５号
破産者　徳山隆秀こと　洪　　隆秀
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
奈良県大和高田市旭南町２番２―314号　リヴェール大和高田
破産者　原田　　實
１　決定年月日　平成25年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係